

第2節 美しい景観の形成

第1 公共事業等による推進

①美しい公共施設づくり

■府有施設の整備

ゆとりと潤いのある文化的な施設づくりをめざした「大阪府公共建築整備指針」及び「大阪府公共建築整備マニュアル」に基づき、都市の景観をリードし、まちの魅力を高め、まちの活性化に役立つ美しい府有施設づくりを推進した。

■府営住宅の整備

府営住宅の建設にあたり、住棟配置、植樹、児童遊園等の整備について周辺環境との調和を図り、地域の景観の向上に努めた。

■橋・道路等の景観配慮

土木構造物は、それ自体が景観資源となる場合もあるが、周辺の景観に配慮して強調・調和・融合を図ることにより、公共施設も含めた全体景観を形成することが必要である。そのために橋・道路等の建設に、景観の観点からシビックデザインの考え方を用いて設計に反映した。

■街路灯、ガードレール、標識等の景観配慮

駅、公共施設等の周辺において、地域の景観に配慮した道路照明灯、防護柵、道路標識等の整備に努めた。

第2 適切な誘導・規制

①適切な誘導・規制

■土地利用規制等既存法令による規制

都市計画における土地利用計画の実現を図るとともに、市街地の環境を保全するため、用途規制制度に従い、建築基準法の適正な運用を行った。

■地区計画・総合設計制度等の活用

地区の特性に応じた良好な市街地の形成を図るため、地区計画制度、再開発地区計画制度、総合設計制度等の活用を促進した。平成3年1月に総合設計取扱要領を定め、敷地内に一定規模以上の空地を確保し、緑地等を設けるなど、市街地環境の向上に資する良好な建築計画を誘導した。

河南町大宝地区等、あわせて5市1町7地区において、地区計画を制定した。

■建築協定制度の活用

住宅地としての環境、商店街や業務地区としての利便の高度な維持増進を目的として、建築協定を締結している各地区相互の連携を図るとともに、共通する諸課題について検討するため、大阪府内の建築協定地区の参画を得て、「大阪府建築協定地区連絡協議会」を平成5年6月30日に設立し、情報交換や啓発活動を通じて、建築基準法に規定されている建築協定の円滑な運営及び制度の普及を図った。

■市町村の景観マスタープランの支援

風土や歴史、文化、産業等の要因によってもたらされる地域や場所の個性を考慮した景観づくりを図るため、市町村独自の景観形成基本計画（景観マスタープラン）の策定を技術的支援を通じて促進した。

■景観条例の検討

「美しい景観づくり府民会議」の提言を踏まえ、府民、事業者、行政が、適切に役割を分担しながら、総合的、計画的な景観施策を展開するため、景観条例の制定について検討した。

■密集住宅市街地整備促進事業の推進

老朽住宅が密集する市街地において、居住環境の整備及び良質な住宅の供給を促進するとともに、防災性向上を図るために、建設大臣の承認を得ている5市11地区において、老朽住宅の建替促進及び住環境整備を行った。

■街なみ環境整備事業の推進

歴史的環境と調和した建築物等の修景により、風土を活かした個性とうるおいのある都市景観を形成する「街なみ環境整備事業」を実施する大阪市（住吉大社周辺地区・平野郷地区）、八尾市（久宝寺寺内町地区）及び岸和田市（本町地区）に対し、事業の円滑な推進を図るための指導・監督を実施した。

②景観を阻害する行為の抑制

■景観を損なう屋外広告物の指導、撤去

美観風致の維持及び公衆に対する危害の防止のため、府内（大阪市域及び堺市域を除く。）において、違法に掲出されているはり紙、はり札、立看板等の簡易な広告物を約18万件除却した。

■散乱廃棄物（ポイ捨て防止）対策の検討

効果的なポイ捨て防止対策を検討した。

■めいわく駐車や放置自転車の追放に向けた府民運動の展開

すべての府民に「めいわく駐車と自転車の放置はしない、させない」意識の高揚を図るために、めいわく駐車追放については、ラジオスポット放送の実施や街頭キャンペーン等を、放置自転車追放については、市町村、警察、道路管理者、鉄道事業者の協力により、11月に放置自転車クリーンキャンペーンを展開し、ポスターの掲出、広報誌への掲載等を行った。

第3 景観づくり活動等の促進

①美しい景観への関心づくり

■イベント等の開催

「大阪府都市景観ビジョン」で描かれたビジョンの実現に向けて、活力あふれる潤いのある魅力的な都市景観づくりを推進するため、イベント等の啓発事業により府民の意識高揚を図った。平成9年度は、大阪まちなみ賞、みどりの景観賞の表彰式にあわせた記念講演会の開催、大阪府都市緑化フェアへの出展を行った。

■大阪都市景観建築賞（大阪まちなみ賞）

一般府民の推薦を受けた建物・まちなみを対象に、学識経験者による審査委員会により、審査し、優秀

な建物・まちなみを表彰した。

■まちづくり功労者の表彰

府民参加による創意と工夫を活かしたまちづくりの推進を目的として、まちづくりに特に顕著な功績のあった個人・団体を知事表彰するとともに、府内の市町村と共に催し、その地域を中心にまちづくりパネル展、記念講演会、まちづくり見学会等の行事を開催した（平成9年度は8月29日に泉大津市にて開催）。

■マスターアーキテクト方式による魅力あるまちなみ形成の推進

阪南スカイタウンにおいて、一人の建築家（マスターアーキテクト）が中心となり、まちの景観を調整し、魅力あるまちなみの形成に努めた。また、桃の木台中央公園において、シンボルとなる噴水モニュメントを設置した。

②活動の支援

■団体等の交流の場の設置

景観づくりに取り組んでいる公共・公的民間団体50者の参画を得て、平成6年12月に「大阪美しい景観づくり推進会議」を設立し、都市景観に対する意識啓発と府民・事業者の自発的な景観づくり活動を促進するとともに、府民・事業者・行政の協働による美しい景観づくりのための活動を展開した。

平成9年度においては、FAXニュース「大阪美しいまちづくりニュース」の発行、「景観づくり研修会」の開催、「工事用仮囲いの美装化・建築物のデザインコンセプトの提示の推進」、「花いっぱい運動」の展開等を実施した。

■美化運動の支援

「中環をきれいにする日（毎月20日）」、「外環クリーン月間（毎年5月・9月）」、「道路美化モデル区間（9路線10区間）」において、地元自治会や地元市町村等の協力を得て、道路の清掃を行うとともに、広く道路を利用する人々に対し、道路を汚さないように広報・啓発活動を実施した。